

機 関 評 価 の 目 的

機関評価は、「神奈川県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」(平成 12 年 7 月科学技術振興課所管)及び「神奈川県衛生研究所試験研究評価実施要領」(平成 13 年 4 月 12 日)に基づき、衛生研究所が「地方衛生研究所設置要綱」(平成 9 年 3 月厚生省発健政第 26 号厚生省事務次官通知「地方衛生研究所の機能強化について」)に沿った機能を発揮しているか、あるいは公衆衛生上及び県行政推進上の使命を果たしているかを評価することである。そして、これらに関わる優れた試験研究結果を生み出しているか等を衛生研究所の運営全般(組織管理、課題の選定方法、成果の普及方法、試験研究費の配分、施設の整備状況、共同研究の実施、試験研究と普及指導の割合など)について、外部の専門家や有識者によって公正かつ客観的、総合的に評価し、研究所として果たすべき役割、それを具体化するための施策、そのために必要な運営体制の整備などに関する方針の決定に資することを目的としている。

経済不況の長期化にともない地方分権と一体となって行政改革が叫ばれるようになり、県においても平成 12 年 5 月に行政システム改革の一環として県立試験研究機関のあり方が検討されることになり、衛生部においても平成 15 年 6 月の茅ヶ崎市への新築移転に合わせて衛生研究所のあり方について検討しているので、この一助とすることも目的とした。